

## 市川市バドミントン協会庶務規程

### (目的)

第1条 本規程は、市川市バドミントン協会（以下「協会」という）会務の適正かつ能率的な遂行を図るため、事務処理の方法などに関し必要な事項を定める。

### (決裁の原則)

第2条 事務はすべて会長決裁を原則とする。ただし、第6条に定める事項以外については、理事長決裁とすることができる。

第3条 会長は前条の規定にかかわらずこの規程に定めるところにより、その権限に属する事務を副会長又は理事長に代決又は専決させることができる。

2 前項の規定に基づく代決又は専決は、会長の決裁と同一の効力を有する。

### (決裁の順序)

第4条 決裁の順序は、決裁を受けるべき事務の担当者から関係理事の合意承認を受け、会長又は代決者又は専決者の決裁を受ける。

2 前項によれない場合は、直接代決者又は専決者の決裁を受けることができる。この際、担当者はすみやかに関係理事へ決裁事項について報告する。

### (代決の範囲)

第5条 会長決裁事項について、会長不在のときは副会長が、副会長不在のときは理事長が、理事長不在のときは総務理事がそれぞれ代決する。

2 前項に規定する事務の代決は、あらかじめ指示を受けた事項及び特に緊急を要する事項に限り代決することができる。

3 前項の規定により代決を行った者は、その旨をすみやかに会長へ報告する。

### (専決の範囲)

第6条 理事長専決の範囲は、下記を除くすべての会務に関する事項とする。

(1) 上位機関又は部外機関への上申に関する事項

(2) 表彰規程に基づく表彰に関する事項

(3) 事故処理に関する会長決裁事項

(4) 会長が特に理事長決裁とする事項

2 前項の規定において専決を認められた事項であっても、特命事項、特に重要若しくは異例と認められた事項又は解釈に疑義がある事項については、あらかじめ会長の指示を受けなければならない。

(公印)

第7条 協会の公印は、次のとおりとする。

種類	名称	書体	印材	大きさ	個数	用途	保管者
職印	市川市バドミントン協会 会長	てん書	木材	24×24mm	1	会長名をもつてする文書等	理事長
				15×15 mm	1		
	市川市バドミントン協会 理事長	てん書	ゴム	24×24mm	1	理事長名をもつてする文書	理事長

2 理事長決裁の公印は、協会の公印に準ずるものとし、名称を「市川市バドミントン協会理事長」とする。

3 賞状に捺印される公印に限り、やむをえない場合、電子公印を使用することがある。

(公印の新調・改修又は廃止)

第8条 公印の新調・改修又は廃止は理事会の承認を受ける。

(公印の使用)

第9条 公印を使用する時は会長又は理事長の承認を得なければならない。

(会計事務)

第10条 会計事務の手続き及び様式等は、理事長が別に定める。

(事務処理)

第11条 事務処理の手続きその他必要な手続きは、理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成元年4月8日から施行する。

2 平成9年4月12日 一部改正

3 平成18年4月9日 一部改正